住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額について

平成２６年４月１日以前から所在している住宅又は区分所有家屋の専有部分（ただし、延床面積５０㎡以上２８０㎡以下かつ、人の居住の用に供する部分が２分の１以上かつ、貸家部分以外の人の居住の用に供する部分（以下「特定居住用部分」）を有するものに限る）で、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの間に下記の要件を満たす省エネ改修工事等を施工したもの（「改修住宅」）は、下記の要件を満たす申告手続きにより、その改修住宅一戸にかかる固定資産税額のうち、特定居住用部分（１２０㎡を超える場合は１２０㎡として算定）に相当する固定資産税額を翌１年度分に限り、３分の１（※）減額します（以下「省エネ改修減額措置」）。
※改修住宅のうち、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの間の省エネ改修工事等によって長期優良住宅の認定を受けたもの（以下「特定改修住宅」）は、３分の２減額します（以下「特定省エネ改修減額措置」）。

［減額適用の要件］（次の全ての要件を満たすこと）

(ア) 以下の①の改修、又は①と併せて行う②～④までの改修を、特定居住用部分に施工したものであって、新たに現行の省エネ基準に適合することとなった工事（以下「改修工事」）であること
① 窓の断熱性を高める改修工事（必須）
② 天井等の断熱性を高める改修工事
③ 壁の断熱性を高める改修工事
④ 床等の断熱性を高める改修工事

(イ) 改修工事に要した費用の額（改修工事費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合、それらの金額を控除した額）が、一戸当たり６０万円超であること

(ウ) 以下のいずれの場合にも該当しない改修住宅又は特定改修住宅であること
【改修住宅】
① 省エネ改修減額措置の適用を、過去に受けたことがある場合
② 固定資産税の耐震改修減額措置、特定耐震改修減額措置、特定省エネ改修減額措置の適用年度が、省エネ改修減額措置の適用年度（※）と重複する場合
【特定改修住宅】
① 特定省エネ改修減額措置の適用を、過去に受けたことがある場合
② 特定耐震改修減額措置の適用年度が、特定省エネ改修減額措置の適用年度（※）と重複する場合
※省エネ改修減額措置・特定省エネ改修減額措置の適用年度
改修工事完了日が１月２日～１２月３１日の場合　⇒翌年１月１日を賦課期日とする年度
改修工事完了日が１月１日の場合　⇒その日を賦課期日とする年度

［減額を受ける手続き］
所定の申告書に以下の書類を添え、改修工事完了後３か月以内（注）に資産税課へ申告して下さい。
●(ア)を満たすことの確認ができる書類の原本
増改築等工事証明書（証明の目的が地方税法に関するもので、内容が熱損失防止改修工事のもの）
※証明の目的が租税特別措置法に関するものは税務署用です。受理できませんのでご注意下さい。
※原本返還不可となります。証明の目的が税務署用と兼ねる記載の場合、予め２部取得して下さい。
※証明者：建築士事務所所属の建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
●(イ)を満たすことの確認ができる書類（※写しでも可）
領収書（改修工事費の支払を確認できるもの）、補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類
●長期優良住宅の認定を受けたことの確認ができるいずれかの書類の写し（※特定改修住宅のみ必要）
認定通知書・変更認定通知書（※1）・承認通知書（※2）
※1 申告書提出までの間に、当初の認定計画に変更が生じている場合又は譲受人が決定されている場合
※2 申告書提出までの間に、当初の認定計画実施者の地位が承継されている場合

(注) ３か月経過後でも、やむを得ない理由があると認められる場合は減額適用します。

（裏面へ続く）

※マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載について

平成２８年１月１日以後の申告分より、申告書様式にマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載欄を設けることを定める法令改正がなされておりますが、当市ではマイナンバーの記載がない申告書の提出を受ける場合においても、従来どおり有効な申告があったものとして受理いたします。

【問い合わせ先】

宝塚市役所資産税課　家屋担当　（０７９７－７７－２０５９）
〒６６５－８６６５　宝塚市東洋町１番１号